



宮 崎 県 公 報

平成22年3月30日 (火曜日) 号外 第 17 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

<p>教育委員会規則</p> <p>○宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則…………… 1</p> <p>教育委員会告示</p> <p>○県立高等学校の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数…………… 2</p> <p>○宮崎県指定有形文化財の指定…………… 6</p>	<p>頁</p>	<p>○宮崎県指定無形民俗文化財の解除…………… 6</p> <p>教育委員会訓令</p> <p>○全国スポーツ・レクリエーション祭推進室設置規程を廃止する訓令…………… 6</p> <p>教育長訓令</p> <p>○宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令…………… 7</p> <p>○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令…………… 9</p>
--	----------	---

教育委員会規則

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第3号

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則（昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第2条 教育研修センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>教育指導及び教育施策の調査及び研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>調査及び研究結果の普及に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育関係者の研修に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教育相談及び診断検査に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>学習・研修課</p> <p>(1) <u>職能別専門研修に関すること。</u></p> <p>(2) <u>基本研修及びライフステージ研修に関すること。</u></p> <p>(3) <u>一般研修に関すること。</u></p> <p>(4) <u>長期研修及び短期特別研修に関すること。</u></p> <p>(5) <u>研究及び研修の支援に関すること。</u></p> <p>情報・相談課</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 教育研修センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>教育関係職員の研修に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育の情報化の推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育相談に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教育指導及び教育施策の調査及び研究（以下「調査等」という。）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>調査等に基づく学校教育への支援に関すること。</u></p> <p>(6) <u>教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>学習・研修課</p> <p>(1) <u>教育関係職員の経験年数及び職務内容に応じた研修に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校及び教育関係職員に係る教育課題に応じた研修に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学校経営に必要な資質能力の向上を図るための長期の研修に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教育関係職員の指導改善のための研修に関すること。</u></p> <p>情報・相談課</p>

- (1) 教育情報の収集、整理及び提供に関すること。
 - (2) 教材用ソフトウェアの開発に関すること。
 - (3) コンピュータソフトウェアライブラリーの管理運営に関すること。
 - (4) 教育相談及び生徒指導に関すること。
 - (5) 特別支援教育に関する諸診断、検査等に関すること。
- 企画・調査課
- (1) 研修事業の企画に関すること。
 - (2) 教育指導の調査研究に関すること。
 - (3) 高等学校入学者選抜等教育施策に関すること。
 - (4) 調査及び研究結果の普及に関すること。

- (1) 学校における教育の情報化の支援に関すること。
 - (2) 教育情報通信ネットワークの管理及び運営に関すること。
 - (3) 特別支援教育に関する相談に関すること。
 - (4) 生徒指導その他の教育に関する事項についての相談に関すること。
- 企画・調査課
- (1) 調査等に関すること。
 - (2) 調査等に基づく学校教育への支援に関すること。
 - (3) 教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
 - (4) 教育関係機関との連携及び広報に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

県立高等学校の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数をここに公表する。

平成22年3月30日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会告示第3号

県立高等学校の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数

高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第1章第2款の3の規定による県立高等学校の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数を次のように定め、平成25年4月1日から施行する。ただし、理数の項については、平成24年4月1日から施行する。

なお、県立高等学校の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数（平成12年宮崎県教育委員会告示第5号）は、平成25年3月31日限り、廃止する。ただし、理数の項については、平成24年3月31日限り、廃止する。

次の表の左欄に掲げる教科に属する同表の中欄に掲げる科目の標準単位数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

教 科	科 目	標準単位数
農業	農業と環境	2～6
	課題研究	2～6
	総合実習	2～8
	農業情報処理	2～6
	作物	2～8
	野菜	2～8
	果樹	2～8
	草花	2～8
	畜産	2～12
	農業経営	2～6
	農業機械	2～6
	食品製造	2～8
	食品化学	2～8
	微生物利用	2～6
	植物バイオテクノロジー	2～6
	動物バイオテクノロジー	2～6
	農業経済	2～6
	食品流通	2～6
	森林科学	2～8
	森林経営	2～8
	林産物利用	2～8
	農業土木設計	2～8
	農業土木施工	2～6
	水循環	2～6
	造園計画	2～10
	造園技術	2～6

	環境緑化材料	2～6
	測量	2～8
	生物活用	2～5
	グリーンライフ	2～6
工業	工業技術基礎	2～4
	課題研究	2～4
	実習	6～12
	製図	2～8
	工業数理基礎	2～4
	情報技術基礎	2～4
	材料技術基礎	2～4
	生産システム技術	2～6
	工業技術英語	2～4
	工業管理技術	2～8
	環境工学基礎	2～4
	機械工作	2～8
	機械設計	2～8
	原動機	2～4
	電子機械	2～6
	電子機械応用	2～4
	自動車工学	2～8
	自動車整備	2～8
	電気基礎	2～6
	電気機器	2～4
	電力技術	2～6
	電子技術	2～6
	電子回路	2～6
	電子計測制御	2～6
	通信技術	2～6
	電子情報技術	2～4
	プログラミング技術	2～6
	ハードウェア技術	2～8
	ソフトウェア技術	2～6
	コンピュータシステム技術	2～8
	建築構造	2～6
	建築計画	2～8
	建築構造設計	2～8
	建築施工	2～5
	建築法規	2～4
	設備計画	2～6
	空気調和設備	2～8
	衛生・防災設備	2～8
	測量	2～6
	土木基礎力学	2～8
	土木構造設計	2～4
	土木施工	2～6
	社会基盤工学	2～4
	工業化学	2～8
	化学工学	2～6
	地球環境化学	2～6
	材料製造技術	2～6
	工業材料	2～6
	材料加工	2～6
	セラミック化学	2～6

	セラミック技術	2～6
	セラミック工業	2～6
	繊維製品	2～6
	繊維・染色技術	2～6
	染織デザイン	2～6
	インテリア計画	2～6
	インテリア装備	2～6
	インテリアエレメント生産	2～6
	デザイン技術	2～6
	デザイン材料	2～4
	デザイン史	2～4
商業	ビジネス基礎	2～4
	課題研究	2～4
	総合実践	2～4
	ビジネス実務	2～4
	マーケティング	2～4
	商品開発	2～4
	広告と販売促進	2～4
	ビジネス経済	2～4
	ビジネス経済応用	2～4
	経済活動と法	2～4
	簿記	2～4
	財務会計Ⅰ	2～4
	財務会計Ⅱ	2～4
	原価計算	2～4
	管理会計	2～4
	情報処理	2～4
	ビジネス情報	2～4
	電子商取引	2～4
	プログラミング	2～4
	ビジネス情報管理	2～4
水産	水産海洋基礎	2～4
	課題研究	2～6
	総合実習	2～12
	海洋情報技術	2～6
	水産海洋科学	2～4
	漁業	2～7
	航海・計器	2～8
	船舶運用	2～10
	船用機関	2～12
	機械設計工作	2～6
	電気理論	2～10
	移動体通信工学	2～8
	海洋通信技術	2～10
	資源増殖	2～10
	海洋生物	2～8
	海洋環境	2～8
	小型船舶	2～6
	食品製造	2～12
	食品管理	2～12
	水産流通	2～6
	ダイビング	2～4
	マリンスポーツ	2～4
家庭	生活産業基礎	2

	課題研究	2～4
	生活産業情報	2～4
	消費生活	2～4
	子どもの発達と保育	2～6
	子ども文化	2～4
	生活と福祉	2～4
	リビングデザイン	2～6
	服飾文化	2～4
	ファッション造形基礎	2～6
	ファッション造形	2～10
	ファッションデザイン	2～14
	服飾手芸	2～4
	フードデザイン	2～6
	食文化	1～2
	調理	14
	栄養	2～3
	食品	2
	食品衛生	2～4
	公衆衛生	2～4
情報	情報産業と社会	2～4
	課題研究	2～4
	情報の表現と管理	2～4
	情報と問題解決	2～4
	情報テクノロジー	2～4
	アルゴリズムとプログラム	2～6
	ネットワークシステム	2～6
	データベース	2～6
	情報システム実習	4～8
	情報メディア	2～6
	情報デザイン	2～6
	表現メディアの編集と表現	2～6
	情報コンテンツ実習	4～8
福祉	社会福祉基礎	2～6
	介護福祉基礎	2～6
	コミュニケーション技術	2～4
	生活支援技術	2～12
	介護過程	2～6
	介護総合演習	2～6
	介護実習	2～16
	こころとからだの理解	2～12
	福祉情報活用	2～4
理数	理数数学Ⅰ	4～8
	理数数学Ⅱ	6～14
	理数数学特論	2～8
	理数物理	4～9
	理数化学	4～9
	理数生物	4～9
	理数地学	4～9
	課題研究	1～4
体育	スポーツ概論	1～6
	スポーツⅠ	1～15
	スポーツⅡ	1～15
	スポーツⅢ	1～15
	スポーツⅣ	1～15

	スポーツV	1～6
	スポーツVI	1～6
	スポーツ総合演習	1～6
音楽	音楽理論	1～3
	音楽史	1～3
	演奏研究	2～4
	ソルフェージュ	2～4
	声楽	2～6
	器楽	2～6
	作曲	2～4
	鑑賞研究	2～6
美術	美術概論	1～3
	美術史	1～3
	素描	2～6
	構成	2～4
	絵画	2～6
	版画	2～6
	彫刻	2～6
	ビジュアルデザイン	2～6
	クラフトデザイン	2～6
	情報メディアデザイン	2～6
	映像表現	2～6
	環境造形	2～6
	鑑賞研究	2～6
英語	総合英語	3～12
	英語理解	3～10
	英語表現	3～10
	異文化理解	2～6
	時事英語	2～6

宮崎県教育委員会告示第4号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第4条第1項の規定により、次の物件を、宮崎県指定有形文化財に指定する。
平成22年3月30日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

種別	名称	所在地	所有者
県指定有形文化財	高鍋町歴史総合資料館所蔵の豊臣秀吉朱印状及び徳川家康朱印状	高鍋町大字南高鍋6937番地2 高鍋町歴史総合資料館	高鍋町

宮崎県教育委員会告示第5号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第27条第5項の規定により、次の表に掲げる県指定無形民俗文化財の指定は、平成22年3月11日に解除された。

平成22年3月30日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

種別	名称	所在地	保存団体
県指定無形民俗文化財	狭野神楽	高原町狭野地区	狭野神楽保存会
県指定無形民俗文化財	祓川神楽	高原町祓川地区	祓川神楽保存会

教育委員会訓令

全国スポーツ・レクリエーション祭推進室設置規程を廃止する訓令をここに公表する。
平成22年3月30日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

宮崎県教育委員会訓令第2号

本 庁

各出先機関
各教育機関

全国スポーツ・レクリエーション祭推進室設置規程を廃止する訓令

全国スポーツ・レクリエーション祭推進室設置規程（平成20年宮崎県教育委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教職員住宅管理規程（平成10年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																													
<p>(教職員住宅台帳)</p> <p>第31条 管理者は、その管理する教職員住宅の現況に関する台帳（別記様式第9号及び別記様式第10号）を記録整備し、常時その状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三松教職員住宅</td> <td>[略]</td> <td>県立小林工業高等学校長</td> </tr> <tr> <td>八幡原教職員住宅</td> <td>[略]</td> <td>県立小林商業高等学校長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>湾津教職員住宅</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>聖陵教職員住宅</td> <td>西都市大字妻</td> <td>県立妻高等学校長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	管 理 者	[略]			三松教職員住宅	[略]	県立小林工業高等学校長	八幡原教職員住宅	[略]	県立小林商業高等学校長	[略]			湾津教職員住宅	[略]	[略]	聖陵教職員住宅	西都市大字妻	県立妻高等学校長	[略]			<p>(教職員住宅等台帳)</p> <p>第31条 管理者は、その管理する教職員住宅及び駐車場の現況に関する台帳（別記様式第9号、別記様式第10号及び別記様式第11号）を記録整備し、常時その状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三松教職員住宅</td> <td>[略]</td> <td>県立小林秀峰高等学校長</td> </tr> <tr> <td>八幡原教職員住宅</td> <td>[略]</td> <td>県立小林秀峰高等学校長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>湾津教職員住宅</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	管 理 者	[略]			三松教職員住宅	[略]	県立小林秀峰高等学校長	八幡原教職員住宅	[略]	県立小林秀峰高等学校長	[略]			湾津教職員住宅	[略]	[略]	[略]		
名 称	所 在 地	管 理 者																																												
[略]																																														
三松教職員住宅	[略]	県立小林工業高等学校長																																												
八幡原教職員住宅	[略]	県立小林商業高等学校長																																												
[略]																																														
湾津教職員住宅	[略]	[略]																																												
聖陵教職員住宅	西都市大字妻	県立妻高等学校長																																												
[略]																																														
名 称	所 在 地	管 理 者																																												
[略]																																														
三松教職員住宅	[略]	県立小林秀峰高等学校長																																												
八幡原教職員住宅	[略]	県立小林秀峰高等学校長																																												
[略]																																														
湾津教職員住宅	[略]	[略]																																												
[略]																																														

別記様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第11号（第31条関係）

駐車場管理台帳

住宅名		駐車場番号	
-----	--	-------	--

駐車場の貸付料決定額

決定（変更）年月日	月額（円）	決定（変更）年月日	月額（円）

使用者の状況等

使用者氏名 勤務先	部屋 番号	車輛番号 車名（通称名）	使用開始年月日 返還年月日	退去後の連絡先	退去時 の確認

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を改正する訓令をここに公表する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																													
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(本庁における共通専決事項)</p> <p>第3条 本庁において共通に所掌される事務（財務等に関する事務及び建設工事に関する事務を除く。）の決裁については、別表第1に定めるところによる。</p> <p>2 教育長、教育次長、課（室）長、課（室）長補佐及び担当リーダー（以下「教育長等」という。）は、別表第1の事項欄に掲げる事務を同表の専決区分に従い、それぞれ決裁し、又は専決することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(本庁各課（室）における特定専決事項)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育長等は、別表第2の事項欄に掲げる事務を同表の専決区分に従いそれぞれ決裁し、又は専決することができる。</p> <p>(代決)</p> <p>第16条 本庁及び出先機関において、決裁権者が不在のときは、次に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の第1代決者欄及び第2代決者欄に掲げる順序により当該各欄に掲げる者が代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">決裁権者</th> <th style="width: 33%;">第1代決者</th> <th style="width: 33%;">第2代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育事務所長</td> <td>総務課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	第1代決者	第2代決者	[略]			教育事務所長	総務課長		[略]			<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>(教育長決裁事項)</u></p> <p><u>第2条の2 教育長の権限に属する事務のうち教育長の決裁を受けなければならない事項は、おむね別表第1に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(本庁における共通専決事項)</p> <p>第3条 本庁において共通に所掌される事務（財務等に関する事務及び建設工事に関する事務を除く。）の専決については、別表第1の2に定めるところによる。</p> <p>2 教育次長、課（室）長、課（室）長補佐及び担当リーダー（以下「教育次長等」という。）は、別表第1の2の事項欄に掲げる事務を同表の専決区分に従い、それぞれ専決することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(本庁各課（室）における特定専決事項)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育次長等は、別表第2の事項欄に掲げる事務を同表の専決区分に従い、それぞれ専決することができる。</p> <p>(代決)</p> <p>第16条 本庁及び出先機関において、決裁権者が不在のときは、次に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の第1代決者欄及び第2代決者欄に掲げる順序により当該各欄に掲げる者が代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">決裁権者</th> <th style="width: 33%;">第1代決者</th> <th style="width: 33%;">第2代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育事務所長</td> <td><u>副所長（南部教育事務所及び北部教育事務所にあつては、総務課長）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第1（第2条の2関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育長決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>(1) 教育行政の大綱に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>(2) 学校教育及び社会教育の基本方針に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>(3) 県立学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	第1代決者	第2代決者	[略]			教育事務所長	<u>副所長（南部教育事務所及び北部教育事務所にあつては、総務課長）</u>		[略]			教育長決裁事項	<u>1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。</u>	<u>(1) 教育行政の大綱に関すること。</u>	<u>(2) 学校教育及び社会教育の基本方針に関すること。</u>	<u>(3) 県立学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。</u>
決裁権者	第1代決者	第2代決者																												
[略]																														
教育事務所長	総務課長																													
[略]																														
決裁権者	第1代決者	第2代決者																												
[略]																														
教育事務所長	<u>副所長（南部教育事務所及び北部教育事務所にあつては、総務課長）</u>																													
[略]																														
教育長決裁事項																														
<u>1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。</u>																														
<u>(1) 教育行政の大綱に関すること。</u>																														
<u>(2) 学校教育及び社会教育の基本方針に関すること。</u>																														
<u>(3) 県立学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。</u>																														

- (4) 教育課程の基本的事項に関すること。
- (5) 教科書その他の教材の取扱いの大綱に関すること。
- (6) 県立学校の通学区域の指定に関すること。
- (7) 人事異動の基本的事項に関すること。
- (8) 次に掲げる職員の任免に関すること。
 - ア 教育庁参事、教育次長、参事、課(室)長、政策企画監、学校支援監、教育庁主幹、副参事、教育事務所長及びスポーツ指導センター所長
 - イ 教育機関の長
 - ウ 県立学校の校長、副校長、教頭及び事務長
 - エ 市町村立学校の校長、副校長及び教頭
- (9) 教育長の分限及び懲戒処分に関すること。
- (10) 職員及び県費負担教職員の分限及び懲戒処分(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に基づく分限処分を除く。)に関すること。
- (11) 次に掲げる教育長の服務に関する事項
 - ア 職務専念義務の免除に関すること。
 - イ 営利企業等の従事の許可に関すること。
 - ウ 勤務評定に関すること。
- (12) 教育委員会表彰(各種競技会の教育委員会表彰を除く。)に関すること。
- (13) 教育委員会規則、訓令及び告示の制定及び改廃に関すること。
- (14) 法令又は条例に基づく協議又は意見に関すること。
- (15) 附属機関の委員の任免、委嘱及び解嘱並びに附属機関(県立図書館協議会、宮崎県博物館協議会及び県立美術館協議会を除く。)への諮問に関すること。
- (16) 文化財の仮指定、指定及び解除に関すること。
- (17) 教育委員会と職員団体との協定に関すること。
- (18) 教育職員免許状の取上げに関すること。
- (19) 教育に関する特例民法法人及び公益信託に関する事務のうち、許可に関すること。
- (20) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の5第3項の規定による市町村に対する是正の要求に関すること。
- (21) 地方自治法第245条の6の規定による市町村に対する是正の勧告に関すること。
- (22) 地方自治法第245条の7第2項の規定による市町村に対する是正の指示に関すること。
- (23) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第133条第1項において準用する同法第13条の規定による専修学校の閉鎖命令に関すること。
- (24) 教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号)に基づく指定管理者の候補の選定に関すること。
- (25) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- 2 教育長訓令の制定及び改廃に関すること。
- 3 附属機関等に関する事務で次に掲げる事務
 - (1) 附属機関の専門委員等の任免、委嘱及び解嘱並びに運営に関すること。
 - (2) 私的諮問機関(有識者等の意見を聴取し教育行政に反映させるため、要綱等に基づき同一名称のもと継続し

て設置し、かつ、主として県の職員以外の同一者に教育長等が参集を求める懇話会、委員会その他の会合をいう。以下同じ。)の設置及び構成員の選任に関すること。

(3) 附属機関及び私的諮問機関(以下「附属機関等」という。)に属さない委員会、協議会等で規則又は告示で定めるものの構成員の選任に関すること。

4 職員の服務等に関する事務で次に掲げる事務

(1) 教育長、教育庁参事、教育次長及び参事の出張に関すること。

(2) 教育長、教育庁参事、教育次長及び参事の休暇の承認その他服務に関すること(教育委員会権限事項を除く。)

5 許認可等に関する事務で次に掲げる事務

(1) 許可、認可、承認、登録、指定、取消し、決定等の行政処分に関すること(教育委員会権限事項を除く。)

(2) 諸法令に基づく監督、検査、助言、勧告、指導その他の措置に関すること(教育委員会権限事項を除く。)

(3) 行政手続法(平成5年法律第88号)及び宮崎県行政手続条例(平成7年宮崎県条例第29号)に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関すること。

6 争訟等に関する事務で次に掲げる事務

(1) 教育委員会、教育長又は教育次長の行った処分等の異議申立てに係る決定に関すること。

(2) 教育委員会が監督する行政庁が行った処分等の審査請求、再審査請求に係る裁決又は措置等に関すること。

7 研修、講座、調査、訪問指導及び各種会議に関すること

8 各種競技会の教育委員会表彰に関すること。

9 総務課が所掌する事務で次に掲げる事務

(1) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の任免に関すること(教育委員会権限事項を除く。)

(2) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の地方公務員法第28条第2項第1号に基づく分限処分に関すること。

(3) 教育委員会委員の出張に関すること。

(4) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の営利企業等の従事の許可及び職務専念義務の免除に関すること、教育庁参事、教育次長、参事、政策企画監、学校支援監、教育庁主幹、副参事(以下「次長等」という。)、課(室)長、出先機関の長及び教育機関の長に係るもの

(5) 本庁、出先機関及び教育機関の非常勤職員の任用に関すること、本庁(課(室)の所属職員に係るものを除く。)及び教育機関の長に係るもの

10 学校政策課が所掌する事務で次に掲げる事務

(1) 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の教科書の採択に関すること。

(2) 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の主たる教材の使用の承認に関すること。

11 特別支援教育室が所掌する事務で次に掲げる事務

(1) 県立特別支援学校の教科書の採択に関すること。

(2) 県立特別支援学校の主たる教材の承認に関すること

12 教職員課が所掌する事務で次に掲げる事務

- (1) 県立学校の職員及び県費負担教職員の任免に関する
こと（教育委員会権限事項を除く。）。
 - (2) 県立学校の職員及び県費負担教職員の地方公務員法
第28条第2項第1号に基づく分限処分に関すること。
 - (3) 県立学校の職員の営利企業等の従事の許可に関する
こと。
 - (4) 県立学校の職員の兼職及び他の事業等の従事の許可
に関すること。
 - (5) 退職手当の裁定に関すること。
- 13 生涯学習課が所掌する事務で社会教育主事の資格の認定
に関すること。
- 14 文化財課が所掌する事務で文化財保護法（昭和25年法律
第 214号）第 105条第 1 項及び第 3 項の規定による報償金
の額の決定に関すること。

別表第 1（第 3 条関係）

本庁共通専決事項

事 務	事 項	専 決 区 分				
		教 育 長	教 育 次 長	課 （ 室 ） 長	課 （ 室 ） 長 補 佐	担 当 リ ニ ダ ニ
1 教育 委員会 の付議 事項案 に関する事務	(1) 県教育委員会の権限 に属する事務の一部委任 等に関する規則（昭和41 年宮崎県教育委員会規則 第1号）第2条及び第3 条の規定により、教育委 員会に付議しなければならない次に掲げる事項の 原案作成に関すること。 ア 教育行政の大綱に関 すること。 イ 学校教育及び社会教 育の基本方針に関する こと。 ウ 県立学校その他の教 育機関の設置及び廃止 に関すること。 エ 教育課程の基本的事 項に関すること。 オ 教科書その他の教材 の取扱いの大綱に関す ること。 カ 県立学校の通学区域 の指定に関すること。 キ 人事異動の基本的事 項に関すること。 ク 次に掲げる職員の任 免に関すること。 (ア) 教育庁参事、教 育次長、参事、課（					

別表第 1 の 2（第 3 条関係）

本庁共通専決事項

事 務	事 項	専 決 区 分			
		教 育 次 長	課 （ 室 ） 長	課 （ 室 ） 長 補 佐	担 当 リ ニ ダ ニ
1 訓令 等に関 する事 務	(1) 規則及び訓令等以外の規 程で、法令又は条例の委任に 基づく制限、禁止その他の住 民の権利を制限し、又は住民 に義務を課することのならないもの の制定及び改廃に関する こと。 (2) 公告に関すること。	○			
2 附属 機関等 に関す る事務	(1) 附属機関の委員、専門委 員等の出張に関すること。 (2) 附属機関等に属さない委 員会、協議会等で規則又は告 示で定めるもの以外のものの 設置及び構成員の選任に関す ること。 (3) 附属機関の専門委員等の 任免、委嘱及び解嘱並びに別 表第 1 の 3 の (1)、(2) 及び 前号の構成員の選任に関する ことのうち、人事異動に伴う 改選等定例的なもの。		○		
3 職員 の服務 等に関 する事 務	(1) 本庁の職員の出張に関す ること。 ア 課（室）長、政策企画監 、学校支援監、教育庁主幹 （課（室）の所属する者を 除く。以下同じ。）及び副 参事（課（室）に所属する 者を除く。以下同じ。）に 係るもの	○			

<p>室) 長、政策企画監、学校支援監、教育庁主幹、副参事、教育事務所長及びスポーツ指導センター所長</p> <p>(イ) 教育機関の長</p> <p>(ウ) 県立学校の校長、副校長、教頭及び事務長</p> <p>(エ) 市町村立学校の校長、副校長及び教頭</p> <p>ケ 教育長の分限及び懲戒処分に関すること。</p> <p>コ 職員及び県費負担職員の分限及び懲戒処分(地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第28条第2項第1号に基づく分限処分を除く。)に関すること。</p> <p>サ 次に掲げる教育長の服務に関する事項</p> <p>(ア) 職務専念義務の免除に関すること。</p> <p>(イ) 営利企業等の従事の許可に関すること。</p> <p>(ウ) 勤務評定に関すること。</p> <p>シ 教育委員会表彰(各種競技会の教育委員会表彰を除く。)に関すること。</p> <p>ス 教育委員会規則、訓令及び告示の制定及び改廃に関すること。</p> <p>セ 法令又は条例に基づく協議又は意見に関すること。</p> <p>ソ 附属機関の委員の任免、委嘱及び解嘱並びに附属機関(県立図書館協議会、宮崎県博物館協議会及び県立美術館協議会を除く。)への諮問に関すること。</p> <p>タ 文化財の仮指定、指定及び解除に関すること。</p> <p>チ 教育委員会と職員団体との協定に関すること。</p>	○	イ 課(室)の所属職員に係るもの	○			
		(2) 課(室)の所属職員の事務分掌に関すること。	○			
		(3) 課(室)の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及びこども手当の認定に関すること。		○		
		(4) 課(室)の職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。		○		
		(5) 課(室)の職員の部分休業の承認に関すること。	○			
		(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、本庁の職員の休暇の承認その他服務に関すること(教育委員会権限事項を除く。)				
		ア 課(室)長、政策企画監、学校支援監、教育庁主幹及び副参事に係るもの	○			
		イ 課(室)の所属職員に係るもの	○			
		(7) 日々雇用の単純労務職員の雇用に関すること。	○			
		4 許認可等に関する事務	(1) 別表第1の5の(1)及び(2)のうち定例的又は軽易なもの	○		
		(2) 許可証、免許証、登録証、合格証、鑑札等の再交付、書換え及び返納処理に関すること。			○	
		5 文書等に関する事務	(1) 届出、照会、回答、報告、通知等の処理に関すること。	○		
		(2) (1)のうち軽易なもの			○	
		(3) 宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)に基づく公文書の開示の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。		○		
		(4) 宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)に基づく保有個人情報の開示等の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。		○		
		(5) 文書の進達及び伝達に関すること。	○			
		(6) (5)のうち軽易なもの		○		
		(7) 事実の証明に関すること。		○		
		(8) (7)のうち軽易なもの			○	
		6 争訟	(1) 課長、出先機関の長、教			

	<p>ツ 教育職員免許状の取上げに関すること。</p> <p>テ 教育に関する特例民法法人及び公益信託に関する事務のうち、許可に関すること。</p> <p>ト 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 245 条の 5 第 3 項の規定による市町村に対する是正の要求に関すること。</p> <p>ナ 地方自治法第 245 条の 6 の規定による市町村に対する是正の勧告に関すること。</p> <p>ニ 地方自治法第 245 条の 7 第 2 項の規定による市町村に対する是正の指示に関すること。</p> <p>ヌ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 133 条第 1 項において準用する同法第13条の規定による専修学校の閉鎖命令に関すること。</p> <p>ネ 教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）に基づく指定管理者の候補の選定に関すること。</p> <p>ノ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第27条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</p>							<p>等に関する事務</p> <p>育機関の長又は県立学校長が行った処分等の異議申立てに係る決定に関すること。</p> <p>(2) 出先機関の長、教育機関の長又は県立学校長が行った処分等の審査請求、再審査請求に係る裁決又は措置等に関すること。</p> <p>(3) 不利益処分等の審査請求に係る口頭審理等の処理に関すること。</p> <p>(4) 訴訟の処理に関すること。</p>	○				
								<p>7 広報、統計、講演会等に関する事務</p> <p>(1) 刊行物の発行に関すること。</p> <p>(2) (1)のうち軽易なもの</p> <p>(3) 各種統計の調査、作成、整理及び処理に関すること。</p> <p>(4) 展覧会、競技会、講演会等の主催、共催及び後援に関すること。</p> <p>(5) (4)のうち定例的又は軽易なもの</p> <p>(6) 別表第1の7のうち定例的又は軽易なもの</p> <p>(7) 広報宣伝に関すること。</p>	○		○		
								<p>8 その他の事務</p> <p>(1) 委任を受けた出先機関の長及び教育機関からの委任事項の処分報告の処理に関すること。</p> <p>(2) 公用自動車の使用申請に関すること。</p> <p>(3) 浄書の依頼に関すること。</p> <p>(4) その他軽易な事項の処理に関すること。</p>				○	
2 訓令等に関する事務	<p>(1) 教育長訓令の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(2) 規則及び訓令以外の規程で、法令又は条例の委任に基づく制限、禁止その他住民の権利を制限し、又は住民に義務を課することとならないものの制定及び改廃に関すること。</p> <p>(3) 公告に関すること。</p>	○											
3 附属機関等に関する事務	<p>(1) 附属機関の専門委員等の任免、委嘱及び解嘱並びに運営に関すること</p>	○											

る事務	○					
	(2) 附属機関の委員、専門委員等の出張に関すること。			○		
	(3) 私的諮問機関(有識者等の意見を聴取し教育行政に反映させるため、要綱等に基づき同一名称のもと継続して設置し、かつ、主として県の職員以外の同一者に教育長等が参集を求める懇話会、委員会、その他の会合をいう。)の設置及び構成員の選任に関すること。	○				
	(4) 附属機関及び私的諮問機関(以下「附属機関等」という。)に属さない委員会、協議会等で規則又は告示で定めるものの構成員の選任に関すること。	○				
	(5) 附属機関等に属さない委員会、協議会等で規則又は告示で定めるもの以外のものの設置及び構成員の選任に関すること		○			
	(6) 附属機関の専門委員等の任免、委嘱及び解嘱並びに(3)、(4)及び(5)の構成員の選任に関することのうち、人事異動に伴う改選等定例的なもの			○		
4 職員 の服 務 等 に 関 する 事 務	(1) 本庁の職員の出張に関すること					
	ア 教育長、教育長参事、教育次長及び参事に係るもの	○				
	イ 課(室)長、政策企画監、学校支援監、教育庁主幹(課(室)に)所属する者を除く。以下同じ。)及び副参事(課(室)に所属する者を除く。以下同じ。)に係るもの		○			
	ウ 課(室)の所属職員に係るもの			○		
	(2) 課(室)の所属職員の事務分掌に関すること			○		
○						
(3) 課(室)の職員の扶						

	養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関する <u>こと。</u>								○
	(4) 課(室)の職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する <u>こと。</u>								○
	(5) 課(室)の職員の部分休業の承認に関する <u>こと。</u>							○	
	(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、本庁の職員の休暇の承認その他服務に関する <u>こと(教育委員会権限事項を除く。)</u>								
	ア 教育長、教育庁参事、教育次長及び参事に係るもの	○							
	イ 課(室)長、政策企画監、学校支援監、教育庁主幹及び副参事に係るもの		○						
	ウ 課(室)所属職員に係るもの							○	
	(7) 日々雇用の単純労務職員の雇用に関する <u>こと。</u>							○	
5 許認可等に 関する 事務	(1) 許可、認可、承認、登録、指定、取消し、決定等の行政処分に関する <u>こと(教育委員会権限事項を除く。)</u>	○							
	(2) (1)のうち定例的又は軽易なもの。		○						
	(3) 諸法令に基づく監督、検査、助言、勧告、指導その他の措置に関する <u>こと(教育委員会権限事項を除く。)</u>	○							
	(4) (3)のうち定例的又は軽易なもの		○						
	(5) 許可証、免許証、登録証、合格証、鑑札等の再交付、書換え及び返納処理に関する <u>こと。</u>								○
	(6) 行政手続法(平成5年法律第88号)及び宮崎県行政手続条例(平成7年宮崎県条例第29号)に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する <u>こと。</u>	○							
6 文書等 に関	(1) 届出、照会、回答、報告、通知等の処理に	○							

する事 務	すること。						
	(2) (1)のうち軽易なものの						○
	(3) 宮崎県情報公開条例 (平成11年宮崎県条例第36号)に基づく公文書の 開示の請求に対する決定、 通知及び意見聴取に 関すること。				○		
	(4) 宮崎県個人情報保護 条例(平成14年宮崎県条 例第41号)に基づく保有 個人情報の開示等の請求 に対する決定、通知及び 意見聴取に 関すること。				○		
	(5) 文書の進達及び伝達 に 関すること。		○				
	(6) (5)のうち軽易なもの				○		
	(7) 事実の証明に 関すること。				○		
	(8) (7)のうち軽易なもの						○
7 争訟 等に関 する事 務	(1) 異議申立てに係る決 定に 関すること。						
	ア 教育委員会、教育長 又は教育次長の行った 処分等に 係るもの	○					
	イ 課長、出先機関の長 、教育機関の長又は県 立学校長が行った処分 等に 係るもの		○				
	(2) 審査請求、再審査請 求に係る裁決又は措置に 関すること。						
	ア 教育委員会が監督す る行政庁が行った処分 等に 係るもの	○					
	イ 出先機関の長、教育 機関の長又は県立学校 長が行った処分等に 係るもの		○				
	(3) 不利益処分の審査請 求に係る口頭審理等の処 理に 関すること。				○		
	(4) 訴訟の処理に 関すること。				○		
8 広報 、統計 、講演 会等に 関する 事務	(1) 刊行物の発行に 関すること。		○				
	(2) (1)のうち軽易なもの				○		
	(3) 各種統計の調査、作 成、整理及び処理に 関すること。				○		

	(4) 展覧会、競技会、講演会等の主催、共催及び後援に関すること。					○		
	(5) (4)のうち定例的又は軽易なもの						○	
	(6) 研修、講座、調査、訪問指導及び各種会議に関すること。	○						
	(7) (6)のうち定例的又は軽易なもの						○	
	(8) 広報宣伝に関すること。						○	
9 その他事務	(1) 委任を受けた出先機関の長及び教育機関からの委任事項の処分報告の処理に関すること。						○	
	(2) 各種競技会の教育委員会表彰に関すること。	○						
	(3) 公用自動車の使用申請に関すること。						○	
	(4) 浄書の依頼に関すること。						○	
	(5) その他軽易な事項の処理に関すること。						○	

別表第 2 (第 4 条関係)

本庁各課(室)特定専決事項

課(室)	事 項	専決区分			
		教 育 長	教 育 次 長	課 長 補 佐	課 長 補 佐
1 総務課	(1) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の任免に関すること(教育委員会権限事項を除く。)	○			
	(2) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に基づく分限処分に関すること。	○			
	(3) 教育委員会委員の出張に関すること。	○			
	(4) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の営利企業等の従事の許可及び職務専念義務の免除に関すること。				
	ア 教育庁参事、教育次長、参事、政策企画監、学校支援監、教育庁主幹、副参事(以下「次長等」という。)、課(室)長、出先機関の長及び教育機関の長に係	○			

別表第 2 (第 4 条関係)

本庁各課(室)特定専決事項

課(室)	事 項	専決区分		
		教 育 次 長	課 長 補 佐	課 長 補 佐
1 総務課	(1) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の営利企業等の従事の許可及び職務専念義務の免除に関すること、課(室)、出先機関及び教育機関の所属職員に係るもの		○	
	(2) 課(室)の所属職員(日々雇用の単純労務職員を除く。)の臨時的任用に関すること。		○	
	(3) 本庁、出先機関及び教育機関の非常勤職員職員の任用に関すること、本庁(課(室)の所属職員に係るものを除く。)及び教育機関の長以外のもの		○	
	(4) 本庁、出先機関及び教育機関の職員が勤務条件の措置要求に関する審理に出席する場合の休暇の承認に関すること。		○	
	(5) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の結核療養休暇及び公務災害休暇の承認並びにこれらに係る		○	

	るもの									
	イ 課(室)、出先機関及び教育機関の所属職員に係るもの			○						
	(5) 課(室)の所属職員(日々雇用の単純労務職員を除く。)の臨時的任用に関する事			○						
	(6) 本庁、出先機関及び教育機関の非常勤職員の任用に関する事									
	ア 本庁(課(室)の所属職員に係るものを除く。)及び教育機関の長に係るもの	○								○
	イ ア以外のもの			○						○
	(7) 本庁、出先機関及び教育機関の職員が勤務条件の措置要求に関する審理に出席する場合の休暇の承認に関する事			○						
	(8) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の結核療養休暇及び公務災害休暇の承認並びにこれらに係る出勤の承認に関する事			○						
	(9) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の引き続き30日以上の上の傷病による休暇の承認及びこれに係る出勤の承認に関する事			○						
	(10) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の自己啓発休業、育児休業、育児短時間の勤務、修学部分休業及び高齢者部分休業の承認並びに介護休暇の承認に関する事			○						
	(11) 教育長及び次長等の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事			○						
	(12) 次長等の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関する事			○						
	(13) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の給料、職員手当及び共済費の支出負担行為及び支出命令に関する事			○						
	(14) 特例民法法人及び公益信託に関する報告及び届出の受理並びに報告の徴収に関する事			○						
2 学校 政策課	(1) 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の教科書の採択に関する事	○								
	出勤の承認に関する事									
	(6) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の引き続き30日以上の上の傷病による休暇の承認及びこれに係る出勤の承認に関する事							○		
	(7) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の自己啓発休業、育児休業、育児短時間の勤務、修学部分休業及び高齢者部分休業の承認並びに介護休暇の承認に関する事							○		
	(8) 教育長及び次長等の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事									○
	(9) 次長等の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関する事									○
	(10) 本庁、出先機関及び教育機関の職員の給料、職員手当及び共済費の支出負担行為及び支出命令に関する事									○
	(11) 特例民法法人及び公益信託に関する報告及び届出の受理並びに報告の徴収に関する事									○
2 学校 政策課	(1) 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区外志願許可に関する事									○
	(2) 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の海外修学旅行の実施の承認及び特別授業日の設定の承認に関する事									○
	(3) 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の学校評議員の委嘱に関する事									○
3 特別 支援教 育室	(1) 県立特別支援学校の通学区外志願許可に関する事									○
	(2) 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の海外修学旅行の実施の承認及び特別授業日の設定の承認に関する事									○
	(3) 県立特別支援学校の学校評議員の委嘱に関する事									○
4 教職 員課	(1) 教育職員免許状に関する事(教育職員免許状の取上げを除く。)									○
	(2) 県立学校職員の出張の承認に関する事									
	ア 校長、副校長、教頭及び事務長の海外出張に係るもの							○		
	イ ア以外の職員の海外出張に係るもの									○
	(3) 県立学校の職員の職務専念義務の免除に関する事									○
	(4) (3)のうち地方公務員法第55条第1項に規定する適法な交渉に									○

	(2) 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の主たる教材の使用の承認に関すること。	○						係るもの				
	(3) 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域外志願許可に関すること。			○				(5) 県立学校の職員の修学部分休業及び高齢者部分休業の承認に関すること。			○	
	(4) 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の海外修学旅行の実施の承認及び特別授業日の設定の承認に関すること。				○			(6) 県立学校の職員及び県費負担教職員の給料、職員手当及び共済費の支出負担行為及び支出命令に関すること。			○	
	(5) 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の学校評議員の委嘱に関すること。					○		(7) 免許外教科の教授担任許可に関すること。			○	
3 特別支援教育室	(1) 県立特別支援学校の教科書の採択に関すること。	○						(8) 失業者の退職手当に関すること。			○	
	(2) 県立特別支援学校の主たる教材の承認に関すること。	○						(9) 退職手当の支出負担行為及び支出命令に関すること。			○	
	(3) 県立特別支援学校の通学区域外志願許可に関すること。					○		(10) 公務災害認定請求書の進達に関すること。			○	
	(4) 県立特別支援学校の海外修学旅行の実施の承認及び特別授業日の設定の承認に関すること。					○		(11) 大学院修学休業の許可に関すること。			○	
	(5) 県立特別支援学校の学校評議員の委嘱に関すること。						○	(12) 自己啓発等休業の承認に関すること。			○	
4 教職員課	(1) 県立学校の職員及び県費負担教職員の任免に関すること（教育委員会権限事項を除く。）。	○						5 文化財課	(1) 文化財保護法（昭和25年法律第 214号）第 102条第 1 項の規定による物権の鑑査に関すること。			○
	(2) 県立学校の職員及び県費負担教職員の地方公務員第28条第 2 項第 1 号に基づく分限処分に関すること。	○						(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第15条の規定による銃砲又は刀剣類の登録証の交付及び再交付に関すること。			○	
	(3) 教育職員免許状に関すること（教育職員免許状の取上げを除く。）。						○					
	(4) 県立学校職員の出張の承認に関すること。											
	ア 校長、副校長、教頭及び事務長の海外出張に係るもの						○					
	イ ア以外の職員の海外出張に係るもの							○				
	(5) 県立学校の職員の営利企業等の従事の許可に関すること。	○										
(6) 県立学校の職員の兼職及び他の事業等の従事の許可に関すること。	○											
(7) 県立学校の職員の職務専念義務の免除に関すること。	○											

	(8) (7)のうち地方公務員法第55条第1項に規定する適法な交渉に係るもの			<input type="radio"/>
	(9) 県立学校の職員の修学部分休業及び高齢者部分休業の承認に関すること。			<input type="radio"/>
	(10) 県立学校の職員及び県費負担教職員の給料、職員手当及び共済費の支出負担行為及び支出命令に関すること。			<input type="radio"/>
	(11) 免許外教科の教授担任許可に関すること。			<input type="radio"/>
	(12) 退職手当の裁定に関すること。	<input type="radio"/>		
	(13) 失業者の退職手当に関すること。			<input type="radio"/>
	(14) 退職手当の支出負担行為及び支出命令に関すること。			<input type="radio"/>
	(15) 公務災害認定請求書の進達に関すること。			<input type="radio"/>
	(16) 大学院修学休業の許可に関すること。			<input type="radio"/>
	(17) 自己啓発等休業の承認に関すること。			<input type="radio"/>
5 生涯学習課	(1) 社会教育主事の資格の認定に関すること。	<input type="radio"/>		
6 文化財課	(1) 文化財保護法(昭和25年法律第 214号)による次の事務			
	ア 第 102条第 1 項の規定による物権の鑑査に関すること。			<input type="radio"/>
	イ 第 105条第 1 項及び第 3 項の規定による報償金の額の決定に関すること。	<input type="radio"/>		
	(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第 6 号)第15条の規定による銃砲又は刀剣類の登録証の交付及び再交付に関すること。			<input type="radio"/>

別表第 3 (第 5 条関係)

出先機関等専決事項

区分	事務	事項
[略]		
スポーツ指導センター所長専決事項	[略]	(1) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。
教育機関の副所長及び副館長共通専決事項	[略]	(1) 職員(教育機関の長、副所長及び副館長を除く。)の県内出張に関すること。 (2) 職員(教育機関の長、副所長及び副館長を除く。)の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する

別表第 3 (第 5 条関係)

出先機関等専決事項

区分	事務	事項
[略]		
スポーツ指導センター所長専決事項	[略]	(1) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び <u>こども手当</u> の認定に関すること。
出先機関の副所長並びに教育機関の副所長及び副館長	[略]	(1) 職員(出先機関及び教育機関の長、副所長及び副館長を除く。)の県内出張に関すること。 (2) 職員(出先機関及び教育機関の長、副所長及び副館長を除く。)の時間外勤務命令及び休日勤務

		こと。			命令に関すること。
西都原考古博物館副館長専決事項	[略]	(1) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び <u>児童手当</u> の認定に関すること。 (2) [略]		西都原考古博物館副館長専決事項	(1) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び <u>こども手当</u> の認定に関すること。 (2) [略]
	[略]				[略]
出先機関及び教育機関の庶務業務を主管する課長共通専決事項	[略]	(1) [略] (2) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び <u>児童手当</u> の認定に関すること。 (3) [略]		出先機関及び教育機関の庶務業務を主管する課長共通専決事項	(1) [略] (2) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び <u>こども手当</u> の認定に関すること。 (3) [略]
	[略]				[略]
県立学校事務長共通専決事項	[略]	(1)～(4) [略] (5) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び <u>児童手当</u> の認定に関すること。		県立学校事務長共通専決事項	(1)～(4) [略] (5) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び <u>こども手当</u> の認定に関すること。
	[略]				[略]
	[略]				[略]

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。